

■現行条例と改正法の比較（概要）

【現行条例】

第1章 総則

目的、定義、実施機関・事業者の責務、市民の役割

第2章第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

一般的制限、収集の制限、利用・提供の制限、届出等、適正な維持管理、受託者・指定管理者への措置等、電子計算機処理の制限、オンライン結合の制限

第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求

開示等請求における不開示情報の範囲、開示請求等の手続

第3節 救済手続き及び救済機関

審査請求の手続、個人情報苦情処理委員

第3章 個人情報保護審議会

個人情報の取扱いに関する制限の例外について意見

※都道府県、指定都市以外の地方公共団体は、当分の間、提案募集の実施は任意とされており、不実施の場合、手数料も規定する必要はない。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

説明・資料の提出要求、事業者への指導・勧告等、出資法人等の個人情報の保護

第5章 雑則

手数料等、国等との協力、他の制度との調整、運用状況の公表、委任

第6章 罰則

【改正法】

第1章 総則

目的、定義（官民共通）、基本理念

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第5章第1節 総則

定義（行政固有、○条例要配慮個人情報）

第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

保有の制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供の制限、安全管理措置、漏えい等の防止、外国の第三者への提供の制限

第5章第3節 個人情報ファイル

○ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表

第5章第4節 開示、訂正および利用停止

○開示等請求における不開示情報の範囲、開示請求等の手続（○開示等決定の期限、

○訂正請求等における開示請求前置）、

●手数料、審査請求の手続

第5章第6節 雑則

○審議会への諮問

第6章 個人情報保護委員会

設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出

第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

提案の募集、提案の審査等、○手数料

第3章 個人情報の保護に関する施策等

区域内の事業者等への支援、苦情処理のあっせん

第7章 雑則

第8章 罰則

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等